

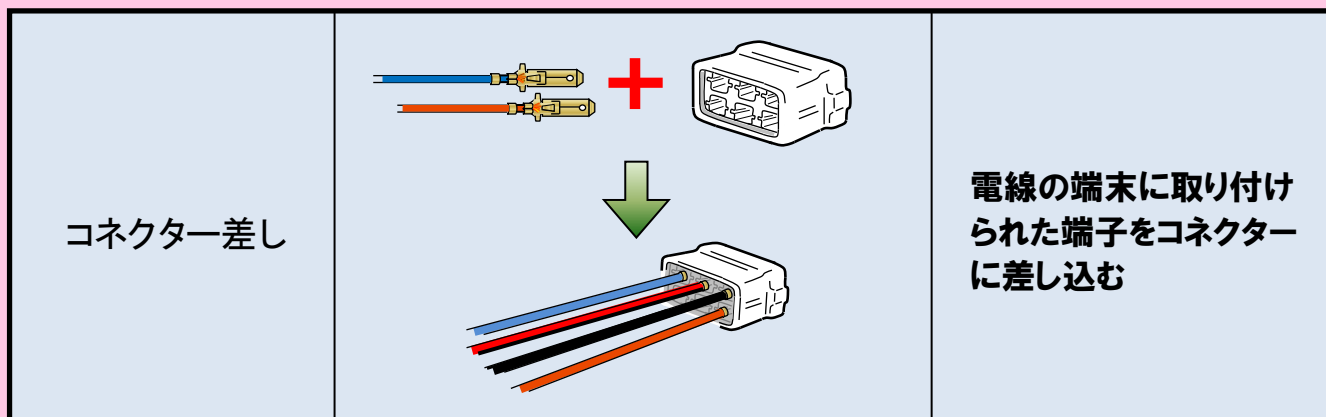
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業最低工賃

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃が下記のとおり改正され、**令和2年9月1日から**福島県全域に適用されます。¹²

対象業務	内容	金額
コネクタ一差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう	1端子につき 32銭

(備考)コネクタとは接続子であり、コネクタ一差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

対象業務略図



最低工賃についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせください。

福島労働局賃金室

福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
TEL 024-536-4604

福島労働基準監督署 024(536)4611
郡山労働基準監督署 024(922)1370
いわき労働基準監督署 0246(23)2255

会津労働基準監督署 0242(26)6494
白河労働基準監督署 0248(24)1391
須賀川労働基準監督署 0248(75)3519

喜多方労働基準監督署 0241(22)4211
相馬労働基準監督署 0244(36)4175
富岡労働基準監督署 0240(28)0170